

クレジットカード分野に係る API 連携の推進に係る検討会  
とりまとめ（案）

2026 年 3 月  
商務・サービスグループ  
商取引・消費経済政策課

# 目次

はじめに	3
1. API 連携の推進の意義	4
2. クレジットカード分野における API 対応の経緯と現状	6
2.1 クレジットカード分野におけるデータ連携の現状	6
2.2 クレジットカード分野における API 推進の経緯	7
2.3 クレジットカード分野における API 対応の現状	8
3. API 連携推進に関する今後の方向性とアプローチ	9
3.1 API 連携推進に関する今後の方向性	9
3.2 API 連携の推進のアプローチ	9
3.2.1 【参考】日本のクレジットカード分野の競争環境	10
3.2.2 【参考】海外法令等の目的・背景	11
4. API 連携の推進上の課題と取組	14
4.1 API 連携の推進上の課題	14
4.2 クレジットカード分野における API 連携にかかるコスト	15
4.3 API 連携の推進に向けた更なる取組	17
4.3.1 取組の方向性	17
4.3.2 政府目標の設定	17
4.3.3 目標達成に向けたインセンティブ	19
4.3.4 API 連携の推進に向けた協議会	21
4.4 API 連携の推進に向けた工程表	22

## はじめに

我が国のクレジットカード分野では、「未来投資戦略 2017」（2017 年 6 月閣議決定）において、「FinTech の活用等を通じた消費データの更なる共有・利活用を促進するため、クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進」を行うことが示された。それを受け、2018 年 4 月に経済産業省が「クレジットカードデータ利用に係る API ガイドライン」を取りまとめ、公表した。その後、（一社）キャッシュレス推進協議会によって、2019 年 4 月に「キャッシュレス決済データ利活用に係る API ガイドライン」として更改されるとともに、電文標準仕様や API 利用契約の条文例等の実務的な内容が策定され、以降、民間事業者を中心に取組が進められてきた。

他方で、API 連携を行っていない事業者が存在する現状を踏まえ、2025 年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」にて、「経済産業省は（中略）API 接続を用いた電子的なデータ連携の実現に向けた課題等について多角的な議論を改めて行い、API 導入の努力義務等法的措置を含めた制度的対応の要否などを検討し、2025 年度中にそれら課題への対応の方向性や工程をとりまとめる」こととされた。

本検討会は、API 導入の努力義務等法的措置を含めた制度的対応の要否、課題と対応の方向性や工程について有識者と検討を行うことを目的として開催された。

本報告書では、

- ・API 連携の推進の意義
- ・API 連携推進の方向性
- ・課題と取組およびその工程

について提示し、今後の政策検討及び民間事業者の取組の参考とするものである。

令和 8 年 3 月

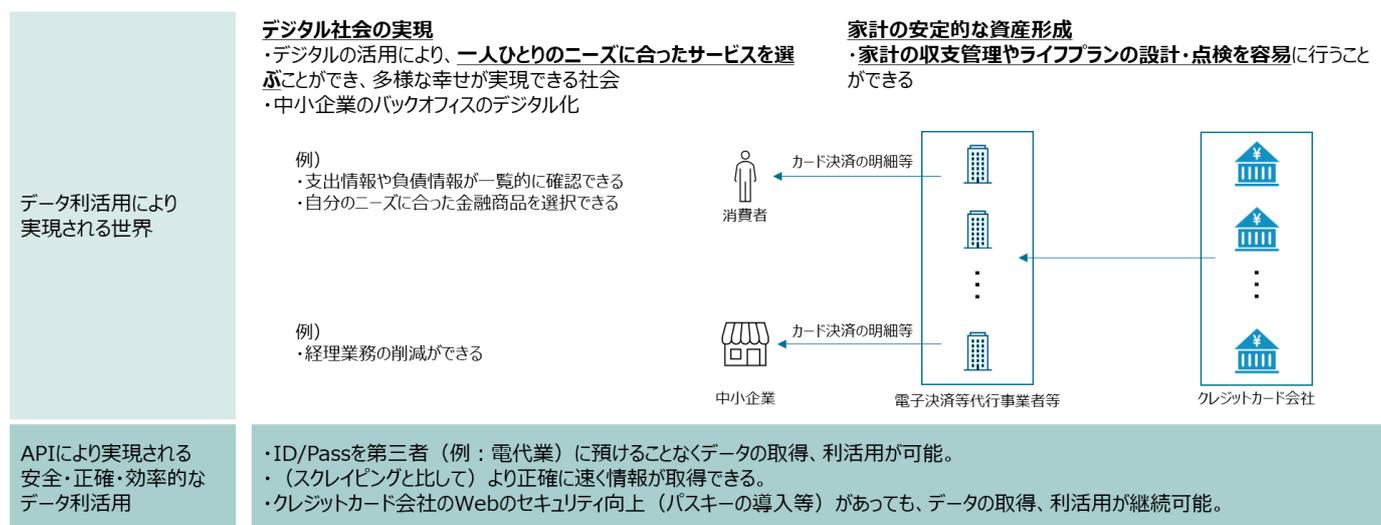
# 1. API 連携の推進の意義

2025 年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」においては、金融データ分野データ利活用の現状として、「「資産運用立国」の柱の一つである家計の安定的な資産形成を実現する上では、個人が自身のライフプランを検討し、また、アドバイスを受けられるための環境を整えることが有用である。このため、個人が自らの金融資産の状況や、日々の収入・支出といったキャッシュフロー等の金融データを、それぞれの金融データ等の性質等を踏まえて、一覧性をもって把握できることが望ましい。」<sup>1</sup>と示された。

本検討会においては、キャッシュレス決済比率が 4 割を超えた現状において、その大部分を占めるクレジットカード分野のデータを利活用することは、デジタル社会の実現や国民の家計の安定的な資産形成に寄与することや、クレジット分野におけるデータ利活用は既に一定進んでいるが、データが広く社会で共有され、利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大するため、より一層の推進が望まれることを確認した。

また、クレジットカード分野におけるデータ連携方法には、スクレイピングと API が存在するが、セキュリティ等の観点から API の方が望ましいことについても確認している。

図表 1 データ利活用の社会的意義



API によるデータ連携は、クレジットカード会社と電子決済等代行業者<sup>2</sup>（以下、「電代業」とする）の双方にとっても意義がある。具体的には、クレジットカード会社にとっては、カード会員への提供価値の向上や新たな収益源の獲得といったメリットが想定され、電代業にとっても情報をより正確に早く取得可能である等のメリットがある。

<sup>1</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」5.（2）より抜粋

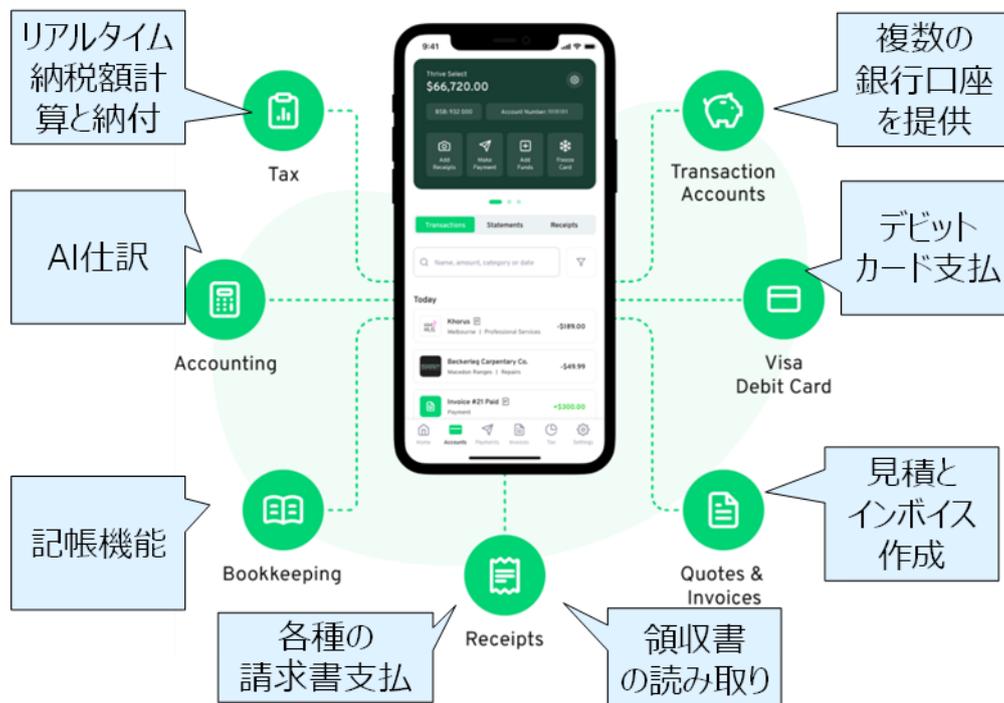
<sup>2</sup> 電子決済等代行業は銀行法の業種の 1 つで、①預金者の委託を受けて、銀行に対して決済指図（送金指示）の伝達を行う、または②預金者等の委託を受けて、口座情報を収集し、預金者等に提供するもの。クレジットカードのデータ取得に関する定めはないが、本資料においては、「顧客からの依頼に基づきクレジットカード会社等、非銀行の企業も含めた金融データ全般を収集し、顧客にデータを提供する業」と定義する。

図表 2 クレジットカード会社、電代業にとっての API 連携の意義

分類	メリット
クレジットカード会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（連携先サービスも含めた）カード会員への提供価値の向上</li> <li>・既存カード会員の満足度向上、新規カード会員の獲得</li> <li>・新たな収益源の獲得、ビジネスの創出</li> <li>・外部アクセスによるシステム負荷の低減</li> </ul>
電代業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報をより正確に速く取得可能</li> <li>・カード会社のホームページ改修に伴うシステム対応が不要</li> </ul>

海外では API 連携による新しいビジネスが創出されているケースも存在する。例えば、オーストラリアのスタートアップ企業の Thirdday は、銀行と API 連携することで取得した情報を用いて、入出金のデジタル化と AI を活用した仕訳・キャッシュフロー・税額見込みの算出等を行い、経費・インボイス・仕訳・債権管理・決済・納税といった個人事業主の活動を一体的に支援し、個人事業主を煩雑な経理事務から解放できるようなサービスを提供している（図表 3）。

図表 3 海外事例（豪州のスタートアップ Thirdday）



出所：クレジットカード分野に係る API 連携の推進に関する検討会 第 2 回 資料 4 山上委員提出資料

## 2. クレジットカード分野における API 対応の経緯と現状

### 2.1 クレジットカード分野におけるデータ連携の現状

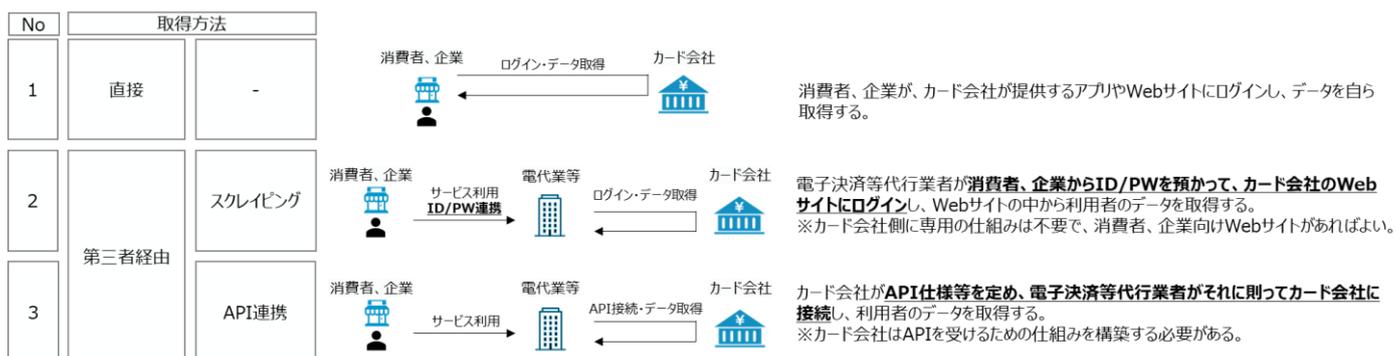
消費者や企業が自らのクレジットカードデータを取得する方法については、消費者や企業が直接クレジットカード会社の Web ページやアプリから参照するパターンと、家計簿アプリ等の電代業等を経由するパターンがある。後者のパターンには、スクレイピングと API 連携という方法がある（図表 4）。

スクレイピングは、電代業が消費者や企業からログイン用の ID/パスワード等を預かって、クレジットカード会社の Web サイトにログインし、Web サイトの中から利用者のデータを取得する方法である。この方法を用いるには、消費者や企業がログインして自己のクレジットカード情報を取得できる Web サイトがあればよく、クレジットカード会社側に専用の仕組みは不要である。

API 連携は、クレジットカード会社が API 仕様等を定め、電代業がそれに則ってクレジットカード会社に接続し、利用者のデータを取得する方法である。API とは、「Application Programming Interface」の略称で、異なるシステム（企業）間でデータを授受するためのインターフェース（授受する項目や接続方法等の仕様）のことを指す。API 連携を行うためには、クレジットカード会社側において、API 連携による接続を受けるための仕組みを構築する必要があるが、API 連携は、データ授受を目的に仕様を定義するため、必要最低限のデータの授受のみ行うことができ、スクレイピングと比較してデータ処理も簡便であるという利点がある。

また、API 連携のスクレイピングに対する主な優位性としては、電代業がログイン用の ID/パスワード等を預からないこと等によるセキュリティの高さが挙げられる。

図表 4 クレジットカード分野におけるデータ連携の方法



## 2.2 クレジットカード分野における API 推進の経緯

「未来投資戦略 2017」（2017 年 6 月閣議決定）においては、「FinTech の活用等を通じた消費者データの更なる共有・利活用を促進するため、クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進」を行うことが示された。これを受け、経済産業省は、クレジットカード会社や FinTech 事業者等と協議を行ったところ、法律改正ではなくガイドラインの策定が望ましいとの結論に至ったことから、2018 年 4 月に「クレジットカードデータ利用に係る API ガイドライン」を取りまとめ、公表するといった取組を行った。その後は、2019 年 4 月に（一社）キャッシュレス推進協議会が、「キャッシュレス決済データ利活用に係る API ガイドライン」を取りまとめ、公表している。以降は民間事業者が中心となって API 連携の取組を進めてきたところである。

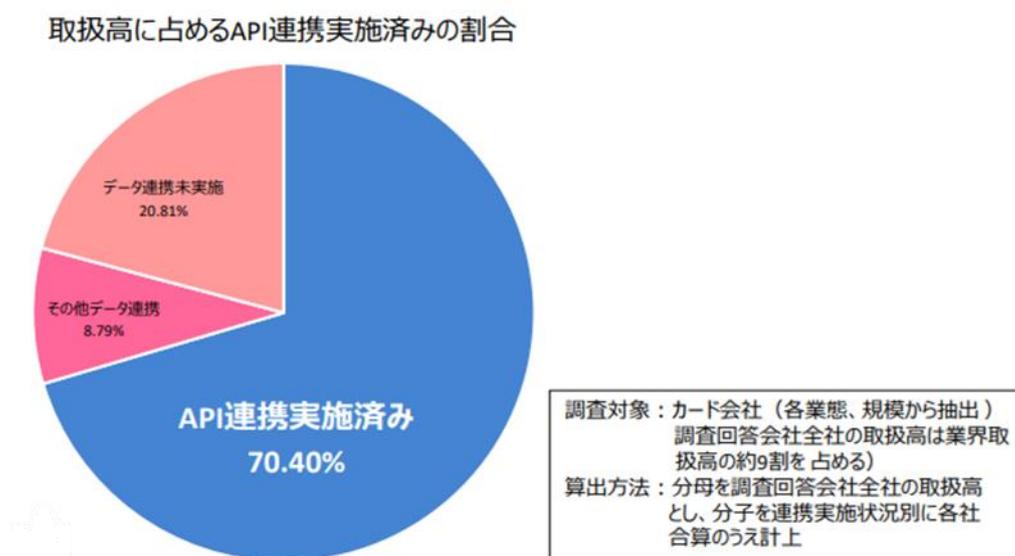
図表 5 データ連携の対応経緯

時期	対応内容
2017 年 3 月～ 2017 年 6 月	カード会社と Fintech 企業との API 連携のあり方に関して議論
2017 年 5 月	割賦販売小委員会報告書において、API の連携については、イノベーション創出等の観点から、法律改正でなくガイドラインの策定が望ましいとの結論づけ。
2017 年 6 月 9 日	「未来投資戦略 2017」の閣議決定
2018 年 4 月	経済産業省が、「クレジットカードデータ利用に係る API ガイドライン」を取りまとめ、公表
2019 年 4 月	（一社）キャッシュレス推進協議会が、「キャッシュレス決済データ利活用に係る API ガイドライン」を取りまとめ、公表

## 2.3 クレジットカード分野における API 対応の現状

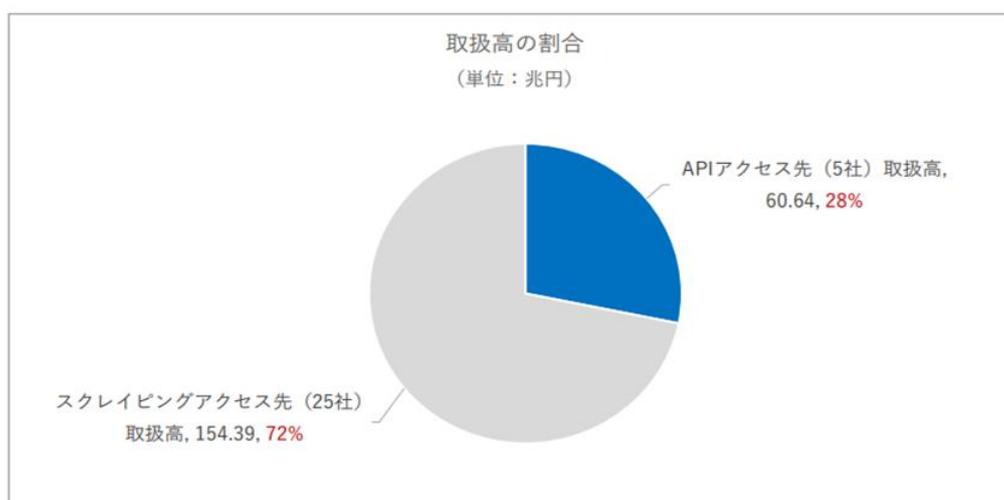
(一社) 日本クレジット協会 (以下「日本クレジット協会」とする。) のアンケート調査によると、現状、クレジットカード分野においては、調査回答会社の取扱高合計に対して約 7 割のクレジットカード会社が 1 社以上と API 接続している状況である (図表 6)。また、(一社) 電子決済等代行業者協会 (以下、「電代業協会」とする。) によると、ある電代業 A 社がアクセスしているクレジットカード会社について、A 社がアクセスしている口座数が上位の 30 社のうち、A 社と API 接続しているのは 5 社 (取扱高では約 3 割) である (図表 7)。

図表 6 日本クレジット協会アンケート調査結果



出所：クレジットカード分野に係る API 連携の推進に関する検討会 第 1 回 資料 5 プレゼンター説明資料 (一般社団法人日本クレジット協会)

図表 7 電代業 A 社における API 接続実績



出所：クレジットカード分野に係る API 連携の推進に関する検討会 第 1 回 資料 6 プレゼンター説明資料 (一般社団法人電子決済等代行業者協会)

### 3. API 連携推進に関する今後の方向性とアプローチ

#### 3.1 API 連携推進に関する今後の方向性

API 連携の社会的意義やスクレイピングの課題等を踏まえると、中期的には、データ連携の方法は、API 連携に移行すべきであると考えられる。また、データが広く社会で共有され、その利用が円滑化されることで社会全体の厚生が増大するため、多くのクレジットカード会社が多くの事業者と API 連携をすることが望ましいと考えられる。

API 連携推進の障害としては、後記「4. API 連携の推進上の課題と取組」のとおり、特にクレジットカード会社において、API 連携に対応するためのシステム初期投資に相応のコストを要することが挙げられる。他方で、システム初期投資後の接続先追加については、システム初期投資と比較すると低いコストで対応していくことが可能である。また、昨今のセキュリティ強化の方向性も踏まえれば、API 連携のシステム初期投資が進んだ後は、API 接続先が徐々に拡大していくことが期待される。

そのため、まずは API 連携のためのシステム初期投資を推進することが重要であり、官民で取り組んでいく必要がある。

また、上記の取組と並行して消費者の利便性やセキュリティに配慮したデータ連携の在り方について議論を行っていくことも重要であると考えられる。

図表 8 API 連携推進に関する今後の方向性

分類	説明
API連携のシステム初期投資	<ul style="list-style-type: none"><li>・API連携に必要な基盤システムを構築し、1社以上とAPI接続を行う。</li><li>・API接続先については、各社の判断で選択する。</li></ul>
API接続先の拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・API接続先（API連携によりデータ授受する事業者）を増やす。</li><li>・セキュリティ強化の方向性を踏まえ、徐々に民間で進んでいくことが期待される。</li></ul>

#### 3.2 API 連携の推進のアプローチ

EU やイギリス、オーストラリアにおいては、分野横断の法律で第三者への情報連携を義務付けており、銀行分野での API 連携の義務化の議論が行われた。一方、アメリカでは、銀行に対して消費者へのデータ提供を義務付けているが、第三者への情報連携については慎重に議論されている<sup>3</sup>。日本においては、現在、分野横断の法律で第三者への情報連携は義務付けられていない。

<sup>3</sup> 銀行協会の訴訟を契機に CFPB(消費者金融保護局)にて規制内容を見直し中。

EU やイギリス、オーストラリアにおいて、第三者への情報連携の義務付けの法目的になっている競争促進や消費者保護といった課題意識が日本においてどの程度当てはまるかといった観点や、その他の日本市場の特性を踏まえて検討会で議論を行ったところ、現状を鑑みるにクレジットカード会社に対して API 連携を法的に義務付けることは難しいという方向性であった。

他方で、API 連携は社会全体に意義があるものであり、中期的にはクレジットカード分野における情報連携の方法がスクレイピングから API 連携に移行すべきであることについては、委員からも異論はなく、法的な義務付けではない方法（例：政府目標の設定等）で政府も API 連携を後押ししていく必要があると考えられる。

図表 9 海外（EU、イギリス、オーストラリア、アメリカ）と日本の比較

観点	海外	日本
第三者への情報連携の法的義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU、イギリス、オーストラリアは、分野横断の法律で義務づけられている。</li> <li>アメリカにおいては慎重に議論がされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では分野横断の法律での義務付けはない。</li> </ul>
海外での法目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU、イギリス、オーストラリアは競争促進、それによる消費者保護（経済的な不利益からの保護等）が大きな目的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他決済手段（デビットカード、コード決済、電子マネー等）との競争も含め、一定程度競争が進んでいる。</li> <li>マンスリークリアが中心であり、マンスリークリアの取引については消費者は手数料を払っていない。</li> </ul>
その他考慮すべき日本市場の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード発行会社の大部分は銀行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード発行会社はクレジットカード専業（銀行とは別）。</li> <li>電代業とクレジットカード会社が提携等を通じて競争関係にあるケースもある。</li> </ul>

### 3.2.1 【参考】日本のクレジットカード分野の競争環境

日本のクレジットカード分野においては、コード決済や電子マネーといった他のキャッシュレス決済手段との競争も行われている。特にコード決済については、キャッシュレス決済額に占める割合が過去 5 年で 8 倍になっており、支払回数も大幅に増加している。

図表 10 キャッシュレス決済額及び比率の推移

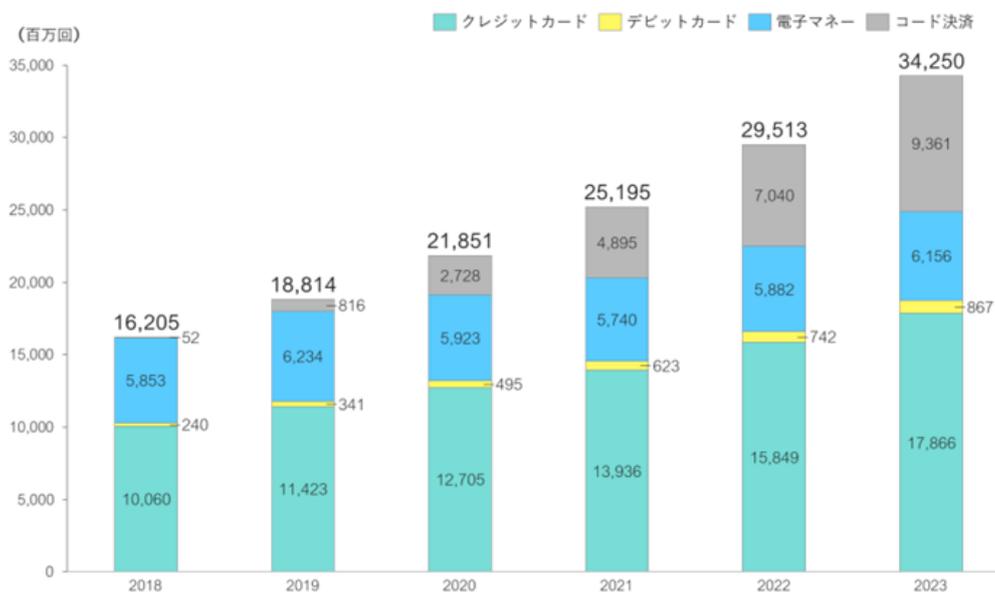
キャッシュレス決済額及び比率の内訳の推移

(兆円)	暦年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
キャッシュレス(CL)合計	決済額	64.7	73.5	81.9	85.8	95.0	111.0	126.7	141.0	
	比率	21.3%	24.1%	26.8%	29.7%	32.5%	36.0%	39.3%	42.8%	
	①クレジット	決済額	58.4	66.7	73.4	74.5	81.0	93.8	105.7	116.9
		CL内割合	90.2%	90.7%	89.7%	86.8%	85.3%	84.5%	83.5%	82.9%
	②デビット	決済額	1.1	1.3	1.7	2.2	2.7	3.2	3.7	4.4
		CL内割合	1.7%	1.8%	2.1%	2.5%	2.8%	2.9%	2.9%	3.1%
	③電子マネー	決済額	5.2	5.5	5.8	6.0	6.0	6.1	6.4	6.2
		CL内割合	8.0%	7.5%	7.0%	7.0%	6.3%	5.5%	5.1%	4.4%
	④コード決済	決済額	-	0.2	1.0	3.2	5.3	7.9	10.9	13.5
		CL内割合	-	0.2%	1.2%	3.7%	5.6%	7.1%	8.6%	9.6%
民間最終消費支出	額	303.3	305.2	305.8	288.6	292.0	308.5	322.4	329.8	

出所：経済産業省「2024 年のキャッシュレス決済比率」

図表 11 キャッシュレス決済の支払件数の推移

図表 3 キャッシュレス決済手段別の支払件数の推移



(出典) クレジットカード：日本クレジット協会「クレジットカード動態調査」

デビットカード：日本銀行「決済動向」

電子マネー：日本銀行「決済動向」

コード決済：キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

出所：（一社）キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ 2024」

### 3.2.2 【参考】海外法令等の目的・背景

EU やイギリス、オーストラリアは、競争促進等の目的で、銀行に対し、消費者への情報提供に加え、第三者への情報連携を義務付けている。

他方、アメリカは、銀行に対して消費者へのデータ提供を義務付けているが、第三者への情報連携については慎重に議論されている。

図表 12 海外法令等の内容

	情報連携※1義務の有無	情報連携を義務づけている法令/規則等	関連法令	法令/規則等の目的
EU	<p><b>有（手段はAPIに限定しない）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行に対して、第三者に情報連携する義務を課している。連携手段はAPIに限定しておらず、例外的にスクレイピングも認められている。</li> <li>クレジットカード口座（credit card accounts）が対象は明確でない※2。</li> </ul>	<p><b>PSD2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合され効率的な欧州決済市場の発展等を目的とした決済サービスに関する指令。</li> <li>銀行に対して、第三者への情報連携を義務付け。</li> </ul> <p><b>PSD3（欧州委員会2023提案）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクレイピングを禁止する方向で議論されている。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>より統合され効率的な欧州決済市場の発展</li> <li>新規参入者の取込、決済サービス提供者にとつての競争条件の公平性強化</li> <li>決済の安全性とセキュリティの向上</li> <li>欧州の消費者と企業の保護強化</li> <li>サードパーティを規制していないことによるセキュリティ、消費者保護リスクの低減</li> </ul>
イギリス	<p><b>有（手段はAPIに限定しない）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>決済サービス規則と競争法それぞれで情報連携の義務が課されている。</li> <li>決済サービス規則により、銀行に対して、第三者に情報連携する義務を課している。連携手段はAPIに限定していない。クレジットカード口座（credit card accounts）も対象。</li> <li>競争法により、大手9行に対して、標準APIにより第三者に情報連携する義務を課している。</li> </ul>	<p><b>PSRs</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PSD2をイギリスの法律として実装したもの。決済サービスに関する規則。</li> <li>銀行に対して、第三者への情報連携を義務付け。</li> </ul> <p><b>英国競争法の是正命令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場調査制度に基づいた調査の結果、銀行市場における「競争への悪影響」が認定されたことを受けて発出。</li> <li>標準APIを介した第三者への情報提供を義務付け。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU同様</li> <li>銀行市場における「競争への悪影響」の是正</li> <li>上記による消費者・中小企業保護</li> </ul>
オーストラリア	<p><b>有（APIを義務化）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行に対して、標準APIにより第三者に情報連携する義務を課している。</li> <li>クレジットカード（credit and charge cards）も対象。</li> </ul>	<p><b>消費者データ規則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CDRルールに基づく拘束力のあるデータ基準。</li> <li>標準APIを介した第三者への情報提供を義務付け。</li> </ul>	<p><b>競争・消費者法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業界横断的な法律。</li> <li>競争と公正な取引を促進し、消費者を保護することにより、国民の厚生（welfare）を高めることが目的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争と公正な取引の促進</li> <li>消費者保護</li> <li>国民の厚生の上</li> </ul>
アメリカ	<p><b>無</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行に対して、APIにより第三者に情報連携する義務を課す規則を策定したが、銀行協会の訴訟を契機にCFPB（消費者金融保護局）にて規制内容を見直し中。</li> <li>見直し完了までの間、裁判所が規制を施行停止するよう命じた。</li> <li>クレジットカード口座（credit card accounts）も対象。</li> </ul>	<p><b>個人金融データ権利規則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドッド・フランク法の関連法である消費者金融保護法の下に位置づけられる規則。</li> <li>企業が管理または保有する情報を消費者に提供するに当たり実務的な内容を定めたもの。</li> <li>銀行協会の訴訟を契機にCFPBにて規制内容を見直し中。</li> </ul>	<p><b>ドッド・フランク法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融システムの説明責任と透明性を向上させることによる金融安定の促進が目的。</li> <li>企業が管理または保有する情報を消費者に提供しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融システムの説明責任と透明性の向上による金融安定</li> <li>上記による納税者・消費者保護</li> <li>スクレイピングのセキュリティ、プライバシーリスクの低減</li> </ul>

※1：本資料においては、「なんらかの手段で金融データを第三者に連携すること」を指す。

※2：欧州銀行監督局（EBA）による PSD2 のレビュー（Opinion of the European Banking Authority on its technical advice on the review of Directive (EU) 2015/2366 on payment services in the internal market(PSD2)）にて、『EBA は、「決済口座」の定義について市場において様々な解釈があり、それが法的要件の適用に差異をもたらしていることを認識している。特に、プリペイドカードにリンクされた電子マネー口座、貯蓄口座、リファレンス口座、クレジットカード口座など、特定の種類の口座を決済口座として扱うべきかどうかという疑問が生じている。』との言及あり。

検討会においては、以下のコメントがあった。

### **API 連携推進の目的・考え方**

- まず考えるべきは国民（消費者）の利益なのではないか。その次に工程や手法、時間軸、実現のためにどれだけコストをかけるのかという経済性といった順番ではないか。
- 基本的に API 接続により色々なサービスが連携していくという方向に舵を切るのは当然ではないかと考える。逆の方向、API をやめるということは考えられない。

### **API 連携の推進の方向性**

- 方向性として、完全に民間に任せる、あるいは原則全社との接続を義務付けるのは両極端ではないか。API 連携の推進には様々な方法があるので、その方法と時間軸をどうするかが論点ではないかと考える。規制というネガティブな方法ではなく、何らかのインセンティブによって促進するというポジティブな方法もある。
- 消費者は家計簿アプリ等で一覧性をもって情報を把握できることに対価を払う意向が少なく、必ずしも価値があると認識されていない状況。また、更新系による情報連携が進むと新たなサービスが生まれ得ると考えるが、実現されるサービスは具体的にはなっておらず、そうした将来像があり得るといっただけで義務化という手段は難しいのではないか。
- いずれ、技術的にスクレイピングでの情報取得ができなくなると認識している。スクレイピングはセキュリティ面の課題に加えて、技術的にも読取のコストや精度の面でも問題がある。いずれ API 連携は必要になるが、現状対応していないカード会社がいることを踏まえると、何らかの目標や時間軸をもって進めるべきではないか。
- 完全に民間に任せるというのも、投資が進まないこともあり得る。まだ API 未対応の会社がいることも踏まえると、まずは、API 対応できる環境を整えるというのが最初のステップ。そこに向け何らかの目標を掲げて、その目標に向かって進むということを共有することがよいのではないか。また、外部との API 連携ができるシステムへの投資が進めば、民間のビジネス判断によって外部との API 連携が進んでいくことを期待できるのではないか。
- 業界団体である日本クレジット協会が、目標の進捗状況の確認、実現に向けた最大限の取り組みを積極的に行うのが良いのではないか。
- 公共の福祉のために API 連携を推進すべきと考えているが、原則全社接続は過剰ではないか。

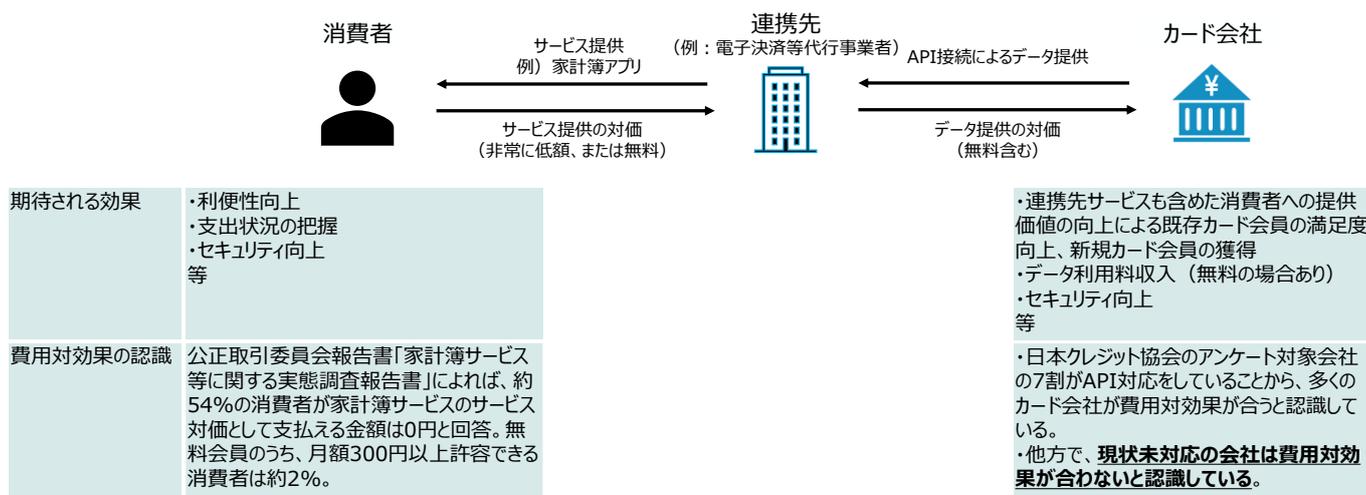
## 4. API 連携の推進上の課題と取組

### 4.1 API 連携の推進上の課題

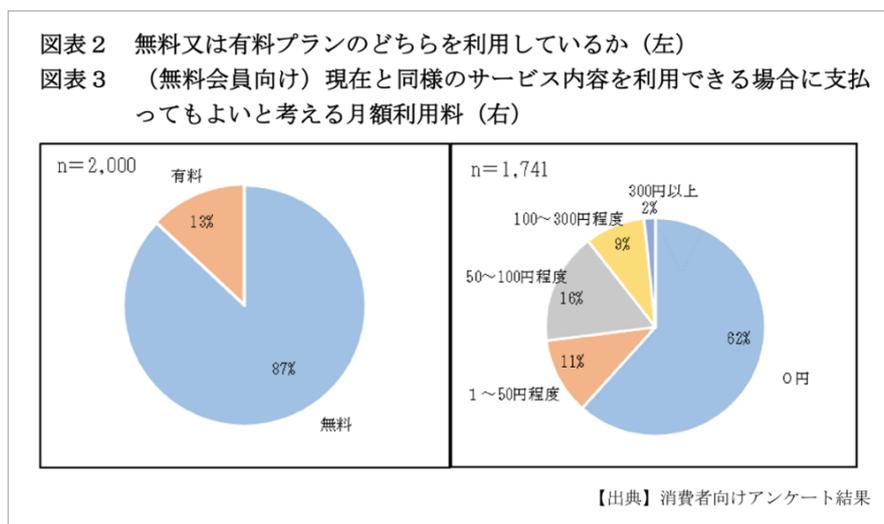
スクレイピングについてはセキュリティ上のリスク等もあるため、官民で API 連携を推進していく必要があるが、第 1 回検討会のプレゼンテーションを踏まえ、API 連携推進のための大きな課題は、「費用対効果」とあるとの認識を共有して議論を行った。

消費者やクレジットカード会社が API 連携から得る効果としては、「利便性向上」や「自社サービスの提供価値向上」等が考えられるが、実際にどの程度の効用を得られるかは API 連携による接続先や API 連携により実現するサービス等によって異なる。また、公正取引委員会の調査（図表 14）や、第 1 回検討会における日本クレジット協会のプレゼンテーションによれば、費用対効果が合わないと認識している消費者やクレジットカード会社が一定数存在する。そうした状況から、コスト負担の低減を図るとともに、コスト・効果の正しい認識の促進、消費者への啓発が重要と考えられる。消費者への啓発にあたっては、例えば、消費者が自身の情報が API 連携されているかを確認出来るよう、クレジットカード会社は API 連携を行っている先を開示することが望ましい。

図表 13 API 連携の推進上の課題



図表 14 家計簿サービス等に関する消費者の費用負担に関する公正取引委員会調査



出所：公正取引委員会報告書「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」

## 4.2 クレジットカード分野における API 連携にかかるコスト

API 連携の推進の議論を進めていく上で重要なポイントとなる API 連携に必要なコストについて、API 連携による外部への情報連携を行っている大手クレジットカード会社数社へのヒアリングを実施した（図表 15）。

API 連携に関するコストは、既存システムの状況や性能要件等により異なる。API 未対応（外部の事業者と API 未連携）の事業者が新たにシステムを構築する場合、トータルで数億円規模の費用を要するケースもある。ただし、社内での API 利用があり、既存システムを活用できる際には、外部事業者との接続を開始する場合であっても、コストが下がるケースもある。

また、API 対応済（外部の事業者と API 連携済）の事業者が接続先を追加する場合には、数十万～数千万で対応可能なケースもある。

図表 15 クレジットカード分野における API 連携に関するコスト

コスト分類	説明	コスト	備考
開発費用	初期開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続先が限定的な場合 自社 Web システムと兼ねているケースが多く、トータルで数億円。</li> <li>■ オープン API の場合 専用システムが必要な場合もあり相当のコストがかかる。数十億～100億円かかるとの意見あり。</li> </ul>	コストは以下により異なる。 ・既存システムの活用可否 ・性能要件
	API 接続先追加	API 対応済の社が API 接続先を追加する際にかかるコスト。 性能増強や大幅な API 仕様の変更がない前提。 数十万～数千万円/社	コストは以下により異なる。 ・性能要件（性能増強の要否） ・既存 API の流用可否 ・接続先追加による影響範囲 ・品質に対する考え方（特に既存サービス品質）
運用費用	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続先が限定的な場合 数千万～数億円/年</li> <li>■ オープン API の場合 専用システムが必要な場合もあり相当のコストがかかる。数億～10億円かかるとの意見あり。</li> </ul>	コストは以下により異なる。 ・性能要件
	API 接続先単位	把握困難、数十万円/社・年	API 接続に限定したコストの把握が困難であると回答する社も存在。

※上表の内容は、API 対応済の大手カード会社数社にヒアリングした結果から作成。会社によってコストは変わるため、全てのカード会社が上表のコストにあてはまるとは限らない。

検討会においては、以下のコメントがあった。

### **API 連携の費用対効果**

- 消費者からすると、自身の情報を手軽に必要な際に入手できるシステムは必要だと思う。その際に重要なのは、安全なセキュリティをもって納得できるコストで利用できることではないか。
- API 連携にかかるコストは誰かが負担することになるが、利便性を享受する消費者は費用を支払う意向が少ないため、消費者が家計簿アプリ等に表示される広告を見る時間等でコストを負担することになる。それは消費者の望むところではないのではないか。
- 今後誰がどのようにコストを負担するのか。コスト負担は金銭に限らない。あるサービスを受けるにあたり、意図しない広告を見せられた、個人情報を提供させられたなどという消費者の声があると承知している。そうした視点は非常に重要だと考える。消費者の嗜好把握や広告等への注目や見る時間を対価とするならば、事前に十分な説明を行うなどの対応が必要だと考える。
- 情報システムとして、一般的に API の仕組みは各社が内部で保有していると認識。ただし、外部連携と内部連携ではコストが全く異なる。外部連携の実装にかかるコストについては、構築以上にテストにかかるコストが高いため、数百万円という規模に収まらないと認識。
- 消費者についてはコストの問題だけではなく、情報連携をすることを望まない人もいる。その点も考慮した方がいい良いのではないかと。

## 4.3 API 連携の推進に向けた更なる取組

### 4.3.1 取組の方向性

API 連携の推進に向けた今後の取組の方向性としては、政府目標の設定により前向きな対応を促すとともに、API 連携に必要なコスト負担を低減するため、また、API 連携のコストや効果を正しく認識できるようにするための取組を官民で実施する。

図表 16 API 連携の推進に向けた更なる取組

取組の方向性	主体	内容
API対応に関する政府目標の設定	経済産業省 日本クレジット協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>データが広く社会で共有され、利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大するため、クレジットカード分野におけるデータ利活用のより一層の推進が望まれることを踏まえ、政府目標として、「2028年度末までに取扱高9割程度を占めるカード会社がシステム初期投資を完了し、少なくとも自社以外の1社以上とAPI接続する」を設定。</li> <li>日本クレジット協会は、目標達成に向け、各カード会社への要請や進捗状況の確認等の取組を実施する。</li> </ul>
目標達成に向けたインセンティブ	経済産業省	システム開発・改修にも活用可能な以下制度を周知し、積極的な活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>大胆な投資促進税制</li> <li>中堅等大規模成長投資補助金</li> <li>新事業進出・ものづくり商業サービス補助金</li> </ul>
API連携の推進に向けた協議会	日本クレジット協会 電子決済等代行業者協会	コスト負担低減、コスト・効果の正しい認識等に向けた協議を行う。例えば、以下議題について協議する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>インベーション促進や中期的な観点も含めたAPIの効果、ユースケース、ベストプラクティスの検討・共有</li> <li>コスト低減に向けた取組の検討</li> <li>消費者利便性やセキュリティに配慮した情報連携の在り方に関する検討</li> <li>消費者に対するAPI連携の効果やコストに関する啓発の検討</li> <li>API連携を進めるに当たっての実務課題</li> </ul> 経済産業省、キャッシュレス推進協議会も必要に応じて参加。
以下取組については、API連携の推進に向けた協議会にて費用対効果の評価、実施要否、方法等を検討した上で必要に応じて実施する。		
APIガイドラインの改定 (仕様の詳細化等)	キャッシュレス推進協議会	セキュリティ、仕様の詳細化等によりコスト低減がはかれる場合には、実施。実施要否、改訂内容については、API連携の推進に向けた協議会にて議論。
契約書雛形の改定	キャッシュレス推進協議会	契約書雛形を改定することにより契約書が業界で統一できる見込みが立つ場合には実施。実施要否、改訂内容については、API連携の推進に向けた協議会にて議論。

### 4.3.2 政府目標の設定

外部との API 連携を開始するためにはシステム初期投資が必要となることを踏まえても、より多くの消費者が利用し、投資余力が相対的に高いと考えられる大手クレジットカード会社については、システム初期投資が完了していることが重要であると考えられる。そして、クレジットカード市場においては、大手クレジットカード会社<sup>4</sup>が取扱高全体の約 86%を占めていることから、クレジットカード取扱高に対し 9 割程度の会社において、システム初期投資が完了していることを目指すのが適当であると考えられる。

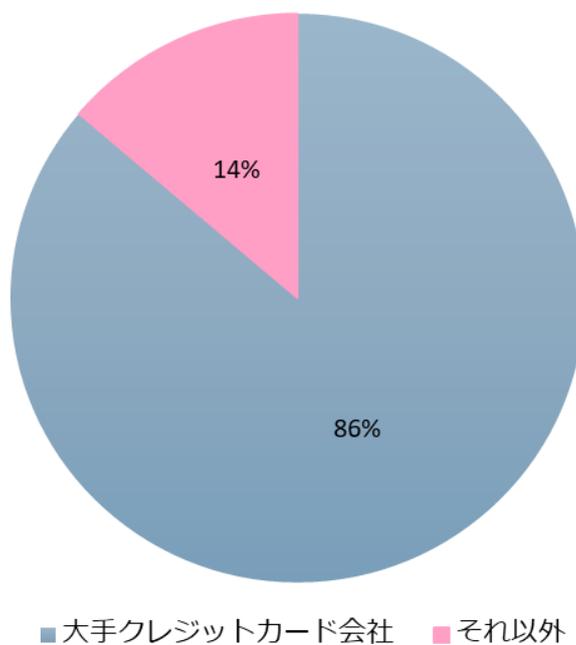
また、年限については、デジタル社会の実現に向けた重点計画のスケジュールや、クレジットカード会社において必要なシステム開発期間を鑑みて、2028 年度末とするのが適当であると考えられる。

以上の検討に加え、データが広く社会で共有され、その利用が円滑化されることで社会全体の厚生が増大するため、クレジットカード分野におけるデータ利活用のより一層の推進が望まれることを踏まえ、「2028 年度末まで

<sup>4</sup> 取扱高が一定以上の会社を大手クレジットカード会社として集計

に取扱高 9 割程度を占めるカード会社がシステム初期投資を完了し、少なくとも自社以外の 1 社以上と API 接続すること」を政府目標として設定する。また、目標達成に向けて、日本クレジット協会が各クレジットカード会社への要請や進捗状況の確認等の取組を実施する。

図表 17 取扱高に占める大手クレジットカード会社の割合



### 4.3.3 目標達成に向けたインセンティブ

以下の制度を周知し、積極的な活用を促す。

※各制度はシステム開発・改修のための直接的な制度ではないが、各制度の目的に合致する場合には、当該制度を利用できる可能性がある。

- ・大胆な投資促進税制

図表 18 大胆な投資促進税制の概要

## 大胆な投資促進税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

### 概要

#### 対象業種

原則全ての業種を対象

#### 対象資産要件

- 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）※投資計画期間中の総額
- ROI水準：15%以上

#### 措置内容

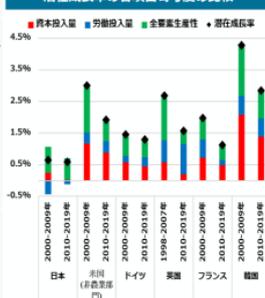
- 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）
  - 控除上限：法人税額の20%
  - 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）
  - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。

#### 措置期間

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

#### 潜在成長率の各項目寄与度の比較



#### 各国の投資促進策の動向

- 日本** ● **大胆な投資促進税制を創設。**
- 米国** 🇺🇸 2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して**即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加(建物は時限措置)**。
- ドイツ** 🇩🇪 2025年7月に成立した減税法において、**設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定(実施後は24.9%)**。

#### 新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋  
 <海外投資→国内投資>  
 ・電子部品製造  
 「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」  
 ・自動車  
 「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」  
 <投資規模小→投資拡大・実現>  
 ・造船  
 「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」  
 ・半導体部品  
 「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」  
 ・コンテンツ  
 「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

出所：経済産業省「[経済産業関係 令和8年度税制改正について\(概要\)](#)」(2025年12月)

図表 19 中堅等大規模成長投資補助金の概要

項目	内容
1 補助上限額	50億円（補助率1/3以下）
2 補助事業期間	原則として、 <u>交付決定日から最長で2028年12月末まで</u>
3 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース <small>※一定の要件を満たす場合、中堅・中小・スタートアップ企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象                  ※みなし大企業は補助対象外</small>
4 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）</u> <small>※100億宣言企業は投資額15億円以上</small> ② <u>賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上））</u> <small>※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）</small>
5 補助対象経費	<u>建物費（拠点新設・増築等*）</u> 、 <u>機械装置費（器具・備品費含む）</u> 、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> <small>※本社機能の一部移転・新設を含む</small>
6 審査方法	一次審査（書類）、二次審査（外部有識者へのプレゼンテーション） 【審査項目】① <u>経営力</u> ② <u>先進性・成長性</u> ③ <u>地域への波及効果</u> ④ <u>大規模投資・費用対効果</u> ⑤ <u>実現可能性</u>
7 スケジュール	<u>公募期間：2026年春</u>

出所：経済産業省「[「中堅等大規模成長投資補助金」の次回公募の概要を公開しました。](#)」（2025年12月）

図表 20 新事業進出・ものづくり商業サービス省カサービス補助金の概要

# ものづくり商業サービス省カ化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業 2,960億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

中小企業庁 経営支援部  
イノベーションチーム

事業の内容		事業スキーム	
<p><b>事業目的</b> 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。</p> <p><b>事業概要</b> (1) 新事業進出・ものづくり補助金 中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。</p> <p>(2) 中小企業省力化投資補助金 ①カタログ注文型 清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。</p> <p>②一般型 業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。</p>			
枠・類型、補助上限額、補助率			
	枠・類型	補助上限額 ※カッ内は大幅員上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21~50人 4,000万円 (5,000万円) 51~100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6~20人 750万円 (1,000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

出所：中小企業庁「中小企業関連予算 [ものづくり商業サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業](#)」（2025年12月26日更新）

## 4.3.4 API 連携の推進に向けた協議会

API 連携を推進するためには、日本クレジット協会と電代業協会の双方が参加する協議会を開催し、API 連携のコスト負担低減策や、コスト・効果の正しい認識等に向けた協議を行うことも必要であると考えられる。この協議会における協議には、必要に応じて経済産業省や（一社）キャッシュレス推進協議会も参加する。

この協議会で議論すべき内容としては、例えば、以下の議題が挙げられる。

- ・イノベーション促進や中期的な観点も含めた API の効果、ユースケース、ベストプラクティスの検討・共有
- ・コスト低減に向けた取組の検討
- ・消費者利便性やセキュリティに配慮した情報連携の在り方に関する検討
- ・消費者に対する API 連携の効果やコストに関する啓発の検討
- ・API 連携を進めるに当たっての実務課題

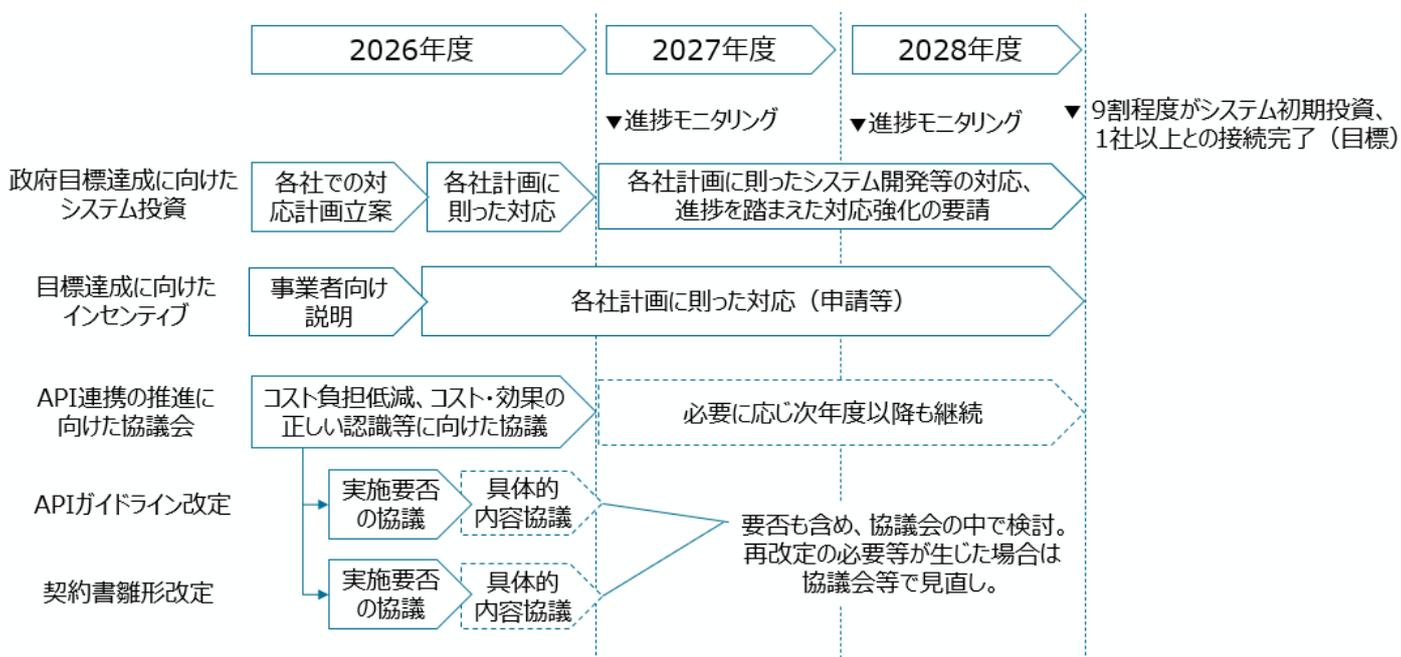
また、協議会では、API ガイドラインの改定（セキュリティ、仕様の詳細化等）や API 接続の際の契約書雛形

の改定についても、実施の要否及び方法等を、費用対効果も踏まえつつ検討することが考えられる。API ガイドラインの改定や契約書雛形の改定により、コスト低減を図ることができる等の効果が得られる場合には、それぞれ実施していく。

#### 4.4 API 連携の推進に向けた工程表

上記の各取組については、2028 年度末に、取扱高の 9 割程度のクレジットカード会社がシステム開発の初期投資を完了し、自社以外の 1 社以上と接続することを目標に、以下のスケジュールを進めていく。

図表 21 API 連携の推進に向けた工程表



以上